

## 第 7 類 食用の野菜、根及び塊茎

### 注

- 1 この類には、第 12.14 項の飼料用植物を含まない。
- 2 第 07.09 項から第 07.12 項までにおいて野菜には、食用きのこ、トリフ、オリーブ、ケーパー、かぼちや、なす、スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）、とうがらし属又はピメンタ属の果実、ういきょう、パセリ、チャービル、タラゴン、クレス及びスイートマージョラム（マヨラナ・ホルテンシス及びオリガヌム・マヨラナ）を含む。
- 3 第 07.12 項には、次の物品を除くほか、第 07.01 項から第 07.11 項までの野菜を乾燥したすべてのものを含む。
  - (a) 乾燥した豆でさやを除いたもの（第 07.13 項参照）
  - (b) 第 11.02 項から第 11.04 項までに定める形状のスイートコーン
  - (c) ばれいしよの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット（第 11.05 項参照）
  - (d) 第 07.13 項の乾燥した豆の粉及びミール（第 11.06 項参照）
- 4 この類には、とうがらし属又はピメンタ属の果実を乾燥し、破碎し又は粉碎したものを含まない（第 09.04 項参照）。